

納税は安心して便利な

口座振替をおすすめします

納めに行く時間や手間が省け、

また、納め忘れもありません。

税務課管理収納係
特別滞納整理係
☎(25) 1132
☎(25) 1136



口座振替とは

口座振替とは、納期限の日
にあなたの指定の預貯金口座
から金融機関があなたに代わっ
て納税する制度です。一度申
し込むと、毎年手続きをする
必要はありません。ただし、口
座名義などに変更があった場
合、再度手続きが必要となり
ますので注意してください。

利用できる税

- 個人の市・県民税（普通徴収分）
- 固定資産税および都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

利用できる金融機関

- 百五銀行本店および各支店
- 第二銀行本店および各支店
- 中京銀行本店および各支店

申し込み手続き

あなたの預貯金口座のある
取扱金融機関で、次のものを
持参の上、申し込んでくださ
い。

- 三重銀行本店および各支店
- 三重信用金庫本店および各支店
- 東海労働金庫本店および各支店
- 鳥羽志摩農業協同組合鳥羽支店
- 三重県信用漁業協同組合連合会伊勢鳥羽支店
- ゆつちよ銀行

口座振替の開始時期

原則として、市税口座振替
依頼書が提出された翌月から
口座振替が開始されます。手
続きが完了するまで1か月ほ
どかかりますので、余裕をも
って手続きをお願いします。

残高不足などで振替できな

場合
各税目の納期限に残高不足
などの理由により、口座から
振替できない場合、再度の振
替は行っておりませんので注
意してください。振替ができ
なかつた場合、納期限から約
20日後に督促状が發送されま
す。納期限の前日までに、口
座の残高の確認をお願いしま
す。

7月は軽自動車税徴収強化月間

軽自動車税の納め忘れはありませんか？ 納期限は5月31日です。

税務課管理収納係 ☎(25) 1132

市では、7月1日から1か月間
を「軽自動車税徴収強化月間」と
して取り組みます。納付がまだの
かたには督促状を發送していま
すが、それでも納付がない場合は、
併せて電話や文書などで納税の催
告をしていきます。

また、該当する車両がないとき
は廃車手続きが必要ですので、軽
自動車の種類を確認してそれぞ
れの受付場所にて手続きをしてくだ
さい。

- ◎ **軽自動車（三輪、四輪）**
軽自動車検査協会三重事務所
☎059-234-8431
- ◎ **250ccを超えるオートバイ**
三重運輸支局
☎050-5540-2055
- ◎ **125ccを越え250cc以下のオートバイ**
三重県軽自動車協会
☎059-234-8611
- ◎ **125cc以下のオートバイ**
税務課または市内各連絡所
☎(25) 1134

